

## 介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応について

R3.4.1 栃木県保健福祉部高齢対策課

### 1 介護保険法における事故報告の位置づけ

介護保険指定事業者は、事故発生時には、速やかに市町などに連絡を行うとともに、利用者の生命・身体の保護のため適切な対応をとらなければなりません。

**指定〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。**

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号))

### 2 事故報告の対象

基本的な事故報告の流れは、介護サービス事業所→市町→高齢対策課となります。

事業所の所在地と利用者の保険者(市町)が異なる場合は、両方の市町へ事故報告をしてください。

この時、別添「**事故報告書**」による報告を原則としてください。

第1報は、少なくとも報告様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。

介護サービス事業所から市町への報告について、対象となる事故等の範囲は、次のように取り扱うこととしますが、必要に応じて報告先の市町へ御確認ください。

① サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生 (※)

② 食中毒及び感染症、結核の発生

(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと)

③ 職員(従業者)の法令違反、不祥事の発生(利用者の処遇に影響がある場合)

④ 利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生

⑤ その他報告が必要と認められる事故等の発生

※ ①の取扱いについて

注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含む。

注2) 怪我の程度については、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものは、原則として全て報告すること。

注3) 事業所側の過失の有無は問わない。利用者の過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告する。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生ずる可能性があるときは、市町へ報告する。

### 3 事故再発防止のための改善策に関する報告

事故が起きてしまったら、同じような事故を繰り返さないためにも、全職種が参加する職員会議などの機会に原因解明を行うとともに、再発防止策について話し合ってください。

また、その検討結果について、事故報告先の市町へ提出してください。

**指定〇〇事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じること。**

(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (H11.9.17 老企第25号))

※ 市町では、事業所からの事故報告を受けて、必要に応じ現地調査を行い、再発防止に向けた指導を行います。

※ 県では、市町を通じて提出された改善報告について、事業所に対して詳細を確認することができます。